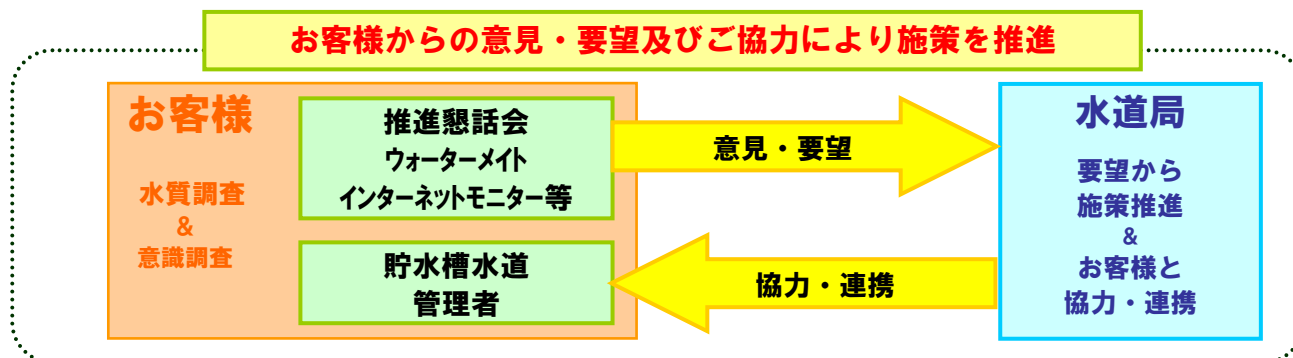


【3】お客様と協働した取組み

安全でおいしい水を安心して利用していただくためには、水道局の取組みを理解、協力していただき、お客様と協働した取組みが必要であり、その推進を図ってまいります。



(1) お客様の意見・要望を踏まえ施策を進めます

○「ウォーターメイト」制度の創設

お客様に、自宅の蛇口における残留塩素などの水質の定期的な検査、水質に関する感想及びご意見を報告していただく「ウォーターメイト」制度を、平成19年度に創設します。

お客様に水質検査を体験していただくことで水道水への関心を深めていただく機会を提供するとともに、その検査結果等から残留塩素の定期的・継続的な状況を把握し、水道局の基礎データの一つとして残留塩素の低減化などに活用いたします。

○お客様の意識調査・県水お客様センターに寄せられた声の活用

おいしい水づくり計画策定時に見込んだ各取り組みの効果等について、お客様意識調査等から、実際に得られた効果を把握し、ギャップが確認された時は、取り組み内容を適宜見直します。

また、県水お客様センターに寄せられる苦情・問合せ等も、おいしい水づくりを推進するための施策に活用させていただきます。

○「(仮称)おいしい水づくり推進懇話会」の設置

お客様による水質調査(ウォーターメイト)及びお客様の意識調査結果を踏まえ、おいしい水づくり計画の進行管理や検討中の水質目標値の設定等に関するご意見・ご要望をいただく、「(仮称)おいしい水づくり推進懇話会」を設置します。また、地域の場で実施する水道出前講座等、様々な場面でのお客様とのコミュニケーションを通して、これまでの施策の見直しや新たな施策の展開を図ります。

(2) おいしくお飲みいただくためお客様にご協力をお願いします

○貯水槽水道の適正管理のお願い

残留塩素濃度の低減化が進んでいくと、配水管から貯水槽に供給される水道水の塩素濃度も必然的に低くなります。そのため、貯水槽の管理者には、より適正な管理が求められます。

前述(※)のとおり、水道局では、貯水槽の適正な管理・点検を促進するため「貯水槽水道地域巡回サービス」により、貯水槽管理の徹底について啓発・指導・助言等を行い、貯水槽管理者の方々に、更なる管理の徹底についてご協力をお願いします。※「おいしい水をおいしく届ける」の項参照

○おいしくお飲みいただく工夫のお願い

水道水がおいしくない理由として、「塩素臭い」や「生ぬるい」ことが大きな要因として挙げられます。水道水は適度に冷やして飲むことで塩素の臭いを感じにくくなり、よりおいしく感じるため、冷蔵庫等で冷やして飲む等、お客様がおいしくお飲みいただく工夫について積極的に啓発しお客様にご協力をお願いします。